

# 御船町農業委員会会議録

令和3年11月10日

御 船 町 農 業 委 員 会

## 令和3年11月定例農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和3年11月10日(水) 13時30分～15時00分

2. 場 所 第2分庁舎 大会議室

### 3. 農業委員（14名）

会 長 1 番 富田 早苗

会長職務代理者 2 番 荒木 義一

委 員 3 番 坂本 保男 委 員 9 番 徳永 廣敏

委 員 4 番 野田 孝光 委 員 10 番 渡邊 義高

委 員 5 番 藤岡 雅子 委 員 11 番 芥川 誠

委 員 6 番 大西 敬一 委 員 12 番 福島 則義

委 員 7 番 森田 優二 委 員 13 番 竹崎 幸雄

委 員 8 番 池田 賢治 委 員 14 番 吉田 敏郎

欠席者 13 番 竹崎 幸雄

最適化推進委員 10名

### 4. 議事日程

1 開会

2 会長挨拶

3 議事録署名委員の指名

4 議案第41号 農地法第3条の規定による許可申請について

5 議案第42号 農地法第4条の規定による許可申請について

6 議案第43号 農地法第5条の規定による許可申請について

7 議案第44号 農業経営基盤強化促進法第18条について

8 報告第26号 合意解約について

9 報告第27号 非農地判断について

10 報告第28号 「耕作証明書」発行について

### 5. 農業委員会事務局職員

課 長 井上 辰弥

係 長 緒方 弘和

主 査 前川 俊司

主 事 本田 美里

事務局 皆様、こんにちは。定刻になりましたので、始めたいと思いま

す。審議に入る前に、総会の成立宣言をいたします。本日は、13番 竹崎委員から欠席の連絡を受けております。欠席者1名ということで、御船町農業委員会会議規則第6条により、過半数の出席をいただいておりますので、本総会が成立いたしますことを宣言いたします。また、農地利用最適化推進委員10名全員のご出席をいただいております。ありがとうございます。

それではただいまより、11月の総会を開会いたします。議長につきましては、御船町農業委員会会議規則第4条により富田会長よろしく申し上げます。

議長

こんにちは。寒くなって来ましたが、皆様方も体調管理には充分注意していただければと思います。それでは議事に入ります前に、本日の議事録署名人を指名いたします。8番 池田委員、9番 徳永委員よろしく願いいたします。

それでは、議案第41号を提案いたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局

議案書の1ページをお願いします。

議案第41号 農地法第3条第1項の規定に基づき別紙のとおり許可申請があったので、意見の決定を求める。

令和3年11月10日提出 御船町農業委員会長 富田 早苗。

2ページをお願いします。

今月は1件の申請が上がっております。

申請番号①

土地の所在地：大字〇〇 字〇〇 △ 地目：畑 面積△m<sup>2</sup>

譲渡人の住所・氏名：〇〇市〇〇区〇〇△丁目 △ - △ - △号  
〇〇 〇〇

譲受人の住所・氏名：大字〇〇△ 〇〇 〇〇

理由：3条許可所有権移転（町）

2筆目

土地の所在地：大字〇〇 字〇〇 △ 地目：畑 面積△m<sup>2</sup>

譲渡人、譲受人の住所・氏名及び理由は、同上です。

3筆目

土地の所在地：大字〇〇 字〇〇 △ 地目：畑 面積△m<sup>2</sup>

譲渡人、譲受人の住所・氏名及び理由は、同上です。

計の畑3筆△m<sup>2</sup>です。以上です。

議長

ありがとうございました。〇〇委員は、譲受人当人ですので、退場をお願いします。それでは、この案件担当の吉田委員説明

をお願いいたします。

14 番 10月20日に事務局と現地確認を行いました。説明資料の3ページをご覧ください。場所は、〇〇集落の北側に位置する農地になります。現地は4ページに現況の写真がありますが、現在畑として管理しており、所有権移転後も引き続きじゃがいもを作付けされる予定です。所有者は現在〇〇市に在住されており、今後も管理が難しいことから、現在農地を管理されている〇〇さんへ譲渡したいとのことで今回の申請に至りました。最後に説明資料の2ページをお開きください。第2項の1号から7号に該当する要件は全て満たしており、何ら問題なく許可相当と判断します。皆さんのご審議をよろしくをお願いいたします。

議長 はい、ありがとうございます。ご質問・ご意見はございませんか。

8番 場所をもう少し詳しく教えてくださいませんか。

14番 〇〇宅の北側になります。

議長他に、ご質問・ご意見はございませんか。

全委員 ありません。

議長 それでは、許可相当と思われる方の挙手をお願いいたします。

はい、全員賛成で許可といたします。それでは、〇〇委員席へお戻りください。続きまして議案42号を提案します。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 議案書の3ページをお願いします。

議案第42号 農地法第4条第1項の規定に基づき別紙のとおり許可申請があったので、意見の決定を求める。

令和3年11月10日提出 御船町農業委員長 富田 早苗。

今回4条は、1件上がっております。

次のページをお願いします。

申請番号①

土地の所在地：大字〇〇 字〇〇 △ 地目：畑 面積：△m<sup>2</sup>

申請者の住所・氏名：〇〇市〇〇町△-△ 〇〇 〇〇

転用目的：個人住宅 理由：4条県許可 以上になります。

議長 ありがとうございます。それでは、担当の坂本委員説明をお願いいたします。

3番 今回〇〇地区では、第4条が1件、第5条が2件、合計3件上がっております。10月26日に〇〇推進委員の都合により、事務局と現地の確認をしました。説明資料の8ページをご覧ください。

ください。〇〇学校から△mほど離れており、北側、東側は農地、西側は山林、南側は町道に囲まれた小集落に存する所になります。申請者は現在、〇〇市内で借家住まいであるが、家族が増え手狭になったため、以前から住み慣れた御船町で住む予定で建設予定地を探していました。実家の近くの土地で利便性の良い土地があったため、今回の申請に至りました。6ページをご覧ください。農地区分は第2種農地になります。一般基準の1から10において該当する箇所は、適当と判断します。以上のようなことから総合的に見て許可相当と判断いたします。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 はい、ありがとうございます。ご質問・ご意見はございませんか。

2 番 所有権移転は、必要ないのでしょうか。  
事務局 既に、〇〇から相続済みですので、所有権移転を伴わない転用の申請ということになります。相続のみであれば、農業委員会を通りません。

議 長 他に、ご質問・ご意見はございませんか。  
全委員 ありません。

議 長 それでは、許可相当と思われる方の挙手をお願いいたします。  
議 長 はい、全員賛成で許可といたします。続きまして議案43号を提案します。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 議案書の5ページをお願いいたします。  
議案第43号 農地法第5条第1項の規定に基づき別紙のとおり許可申請があったので、意見の決定を求める。

令和3年11月10日提出 御船町農業委員長 富田 早苗。

今月5条申請は、6件あります。読み上げさせていただきます。

申請番号①

土地の所在地：大字〇〇 字〇〇 △-△

地目：田 面積：△m<sup>2</sup>

譲渡人の住所・氏名：〇〇県〇〇市〇〇町△-△ 北棟  
〇〇 〇〇

譲受人の住所・氏名：〇〇市〇〇区〇〇△丁目△-△

株式会社〇〇 代表取締役 〇〇 〇〇

転用目的：宅地分譲（33区画）

理由：5条所有権移転（県許可）

外△筆ありますが、7ページに詳細を掲載してありますので、読み上げは省略させていただきます。

田 計△筆 計△m<sup>2</sup>

申請番号②

土地の所在地：大字○○ 字○○ △-△

地目：田 面積：△m<sup>2</sup>

譲渡人の住所・氏名：大字○○△ ○○ ○○

譲受人の住所・氏名：○○町○○△-△ ○○ ○○

転用目的：貸駐車場 理由：5条使用貸借権設定（県許可）

申請番号③

土地の所在地：大字○○ 字○○ △-△

地目：畑 面積：△m<sup>2</sup>

譲渡人の住所・氏名：○○町○○△ ○○ ○○

譲受人の住所・氏名：大字○○△-△ ○○□ △号  
○○ ○○

転用目的：個人住宅

理由：5条所有権移転（県許可）

申請番号④

土地の所在地：大字○○ 字○○ △ 地目：畑 面積：△m<sup>2</sup>

譲渡人の住所・氏名：大字○○△ ○○ ○○

譲受人の住所・氏名：○○市○○区○○△丁目△-△

株式会社 ○○ 代表取締役 ○○ ○○

転用目的：資材置場 理由：5条所有権移転（県許可）

2筆目

土地の所在地：大字○○ 字○○ △ - △

地目：畑 面積：△m<sup>2</sup>

譲渡人の住所・氏名、譲受人の住所・氏名、転用目的、理由  
は同上です。畑△筆 計△m<sup>2</sup>。

申請番号⑤

土地の所在地：大字○○ 字○○ △ - △

地目：畑 面積：△m<sup>2</sup>

譲渡人の住所・氏名：大字○○△ ○○ ○○

譲受人の住所・氏名：○○市○○区○○△丁目△-△

株式会社 ○○ 代表取締役 ○○ ○○

転用目的：特定建築条件付売買予定地

理由：5条所有権移転（県許可）

外△筆については、8 ページに詳細を掲載してありますので、  
読み上げは省略させていただきます。

畑△筆 計△m<sup>2</sup>

申請番号⑥

土地の所在地：大字〇〇 字〇〇 △ - △

地目：畑 面積：△㎡

譲渡人の住所・氏名：大字〇〇△ 〇〇 〇〇

譲受人の住所・氏名：〇〇郡〇〇町〇〇△ - △ 〇〇 〇〇

転用目的：個人住宅 理由：5条所有権移転（県許可）

以上になります。ご審議、よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。それでは申請番号①について、担当の福島委員から説明をお願いいたします。

12 番 9月10日農業委員会総会後に、皆さんと共に見て頂いた案件になります。場所は、役場から△km程離れた〇〇学校の南側になります。説明資料の16ページに計画図があります。次に12ページをお開きください。農地の区分は、第3種農地で、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められている地域になります。地目は、田。面積は△筆で、△㎡。申請地の東側、西側は町道、南側は農地、北側は宅地に囲まれた農地になります。申請人は不動産業を営んでおり、周辺は宅地化が進み、分譲住宅の需要が見込まれる場所です。また、教育施設が充実し、近くに商業施設が点在しているため、宅地として整備することにより良好な住環境ができることが期待されます。このようなことから、農地所有者等と所有権移転に伴う合意を行うことで、住宅用地として整備する目途が立ったので、農地法第5条申請に至っております。また、一般基準の1から10において該当する箇所は、町の開発協議等関係機関との協議も進んでおりまして、周辺農地の状況から、農地の総合的利用に影響を及ぼす恐れは少ない。それから、区域内を經由して用水路がありますけれども、適切に水が流れるように整備をするということです。雨水については、調整池を設けて放流するという事です。隣接同意や排水同意も取れており、適当と判断します。以上のようなことから、総合的に見て許可相当と判断いたします。皆さんのご審議をよろしくお願いいたします。

議長 はい、ありがとうございます。前々回の総会後に皆さんと見に行った所です。その時、業者から説明を受けております。ご質問・ご意見はございませんか。

12 番 事務局にお尋ねなのですが、宅地分譲を許可するための協議をされていますが、私が心配するのは、調整池を設けて水を流

す点で、結果的には町道側溝へ流れますが、その辺の絡みはどうなるのですか。

事務局

回答というレベルにはなりません、農業委員会としての許可相当の判断とは関係ない部分にはなってきます。町の開発指導審査会では、5,000 m<sup>2</sup>を超えますので県の開発許可も必要ということで、その辺の協議も進んでいるところです。その中で、これだけ大きな開発になりますので調整池を設置し、そこで敷地内の治水対策を講じるということです。計算上はそれで処理が出来るということで、おそらく県の開発許可も取れる見込みであります。それに合わせて、農地転用の許可も取れる見込みということで進んでいるところです。〇〇側の町道に水が流れて、最終流末というのは、〇〇側の〇〇井手に流れてくることは分かっています。宅地の開発が進んでいるところに、近年の異常な雨の降り方により、〇〇周辺も水が捌ききれない状況となっています。町としてもその辺の対策を何かしなければと進めているところではありますけれども、抜本的には河川の改修にも繋がっていきますので、なかなか進んでいないのが現状です。正直なところ私達も心配しているところです。水の問題は、下流域の方に影響が出るのではないかと懸念はあります。既に宅地となっているところからも水が流れてきますので、農業委員会としては、ここだけ開発をさせないというのは、現時点ではできないというものになります。

12 番

ある程度のことは解ってはいたのですが、その点はお許しいただきたい。今はとんでもない雨が降りますので、町全体で気を付けていただければとの思いです。

事務局

町の開発指導審査会の中でも、担当の建設課等からそういった指摘はしております。調整池を設けるなどして、出来るだけ敷地内で水を処理していただくよう要望はしています。

8 番

何年か前に〇〇保育園の近くで排水問題がありました、今度はさらにその上ということになります。

12 番

ここで議論することではないと解ってはいたのですが、情報として知っておくべきだと思い、敢えて質問しました。

7 番

近年内水問題が、深刻になっております。田んぼで受け止めていた雨水が、宅地になってから直接側溝から用水路の流れるようになりました。〇〇でも取り上げられている問題です。今後どのようにするかは、役場の課題ではあります。計画図には、調整池の面積がありますが、どれだけの量を溜められるかが重

要ではないかと思えます。県の基準はありますが、その貯水量で判断を賛否するものではありませんが、農業委員会でも知っておく必要があると思えます。今後の問題として、情報の共有化を図ることも大事ではないかと思えます

12 番 調整池の貯水量を計算する時、時間当たりの雨量 100mm を基準にしてあるようです。かなりの量には対応できることだとは思えます。

7 番 昭和 63 年の水害時の雨量は、時間当たり 100mm から 150mm だったと思えます。今後は、百数十 mm の雨が何時間も降り続くことが考えられますので、それに対応できるよう配慮が必要になってくると思えます。

議 長 図面には、調整池の面積が表記してあるので、深さを掛ければ貯水量が計算できます。

12 番 調整池の面積は書いてありますが、貯水量まで記載すればということです。

議 長 福島委員は、地元のことと心配されていることだと察します。町の審査会を通過しているので、農業委員会としては、地域振興としていいのではないかと許可している。

12 番 その辺の実情は、知っておくべきであろうと思えます。

議 長 結局のところ、〇〇川に流すまでのことがまだできていないということで、行政には、しっかり頑張ってもらいたいと思えます。他に、ご質問・ご意見はございませんか。

全委員 ありません。

議 長 それでは、許可相当と思われる方の挙手をお願いいたします。はい、全員賛成で許可といたします。続きまして、申請番号②について担当の坂本委員説明をお願いします。

3 番 はい、本日 2 件目の説明をいたします。お手元の説明資料の 28 ページをご覧ください。〇〇のコンビニから旧道へ入った場所になり、隣が〇〇さんです。〇〇へ行く途中に自動車整備工場があり、その従業員と預かり車両の駐車場として△台分の土地が必要になりました。今まで借りていたところが契約満了で、返還することになり、代替地を探していたということです。違反転用として指摘された土地ですが、始末書が添付されています。23 ページを開いてください。それぞれに条件があり、クリアしているかということですが、一般基準は充たしております。元々湿潤な農地でありましたが、一部は 10 年ぐらい前から無断転用で資材置場等を経て今回の申請に至っております。

す。仕方のないことだとは思いますが、以上のようなことから許可相当と判断いたします。皆さんのご審議をよろしく願いいたします

議 長 はい、ありがとうございます。ただ今の説明のように以前から違反転用になっていたということです。水が湧いてくるから埋め立てて畑に形状変更しませんかと促したが、その申請も無く今の状態になっているということです。ご質問・ご意見はございませんか。

事務局 この土地は、以前から違反転用になっており、再三に渡り指導してきたところではあります。

7 番 以前から農業委員会から何度も指導してきたが、改善が見られなかったということで、持越審議ということではいかがでしょうか。

議 長 その場合再度、申請しなければなりませんか。

事務局 その必要はありません。

議 長 他に、ご質問・ご意見はございませんか。

全委員 ありません。

議 長 この件については、来月改めて審議することによろしいでしょうか。賛成される方の挙手をお願いいたします。全員賛成で、再審議といたします。続きまして、申請番号③について担当の藤岡委員説明をお願いします。

5 番 はい、説明資料の 34 ページが地図になります。10 月 28 日に池田委員と永本推進委員と申請者の代理人と事務局とで現地を確認しました。〇〇近くの新しい道路沿いになります。隣には住宅が建っております。こちらの農地は、第 2 種農地になります。畑の△㎡で転用目的は個人住宅です。申請者の方は現在、御船町内で借家住まいであるが、手狭になったため住み慣れた町内で適当な住宅地を探していて、今回の土地が適当と判断され申請に至っております。36 ページ・37 ページに写真が載っております。隣接に農地がありますが、写真のように里道があって、住宅も里道から広く引いて建設されるため、農地への影響はないと思われま。32 ページをご覧ください。排水関係につきましては、雨水は、自然浸透及び北側道路側溝へ排水。下水は通っていませんので、汚水・雑排水は合併浄化槽で処理し、道路側溝へ放流する。一般基準の 1 から 10 において該当する箇所は、適当と判断します。以上のようなことから総合的に見て許可相当と判断いたします。皆さんのご審議をよろしく

お願いいたします。

議 長

はい、ありがとうございます。ご質問・ご意見はございませんか。

全委員

ありません。

議 長

それでは、許可相当と思われる方の挙手をお願いいたします。はい、全員賛成で許可といたします。続きまして、申請番号④について担当の坂本委員説明をお願いします。

3 番

この案件は、10月に審議されたところの隣になります。場所としては〇〇地区の裏（北）側になります。〇〇道路の側道に繋がる道路沿いになります。前はイベント関係の会社で、倉庫や資材置場として使用することでの申請でした。今回、代表者は同一人物ですが、土木関係の会社で建物を建てる事もなく資材置場としての申請になります。一般基準の該当する項目は全て適当と判断します。以上のようなことから総合的に見て許可相当と判断いたします。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議 長

はい、ありがとうございます。ご質問・ご意見はございませんか。

全委員

ありません。

議 長

それでは、許可相当と思われる方の挙手をお願いいたします。はい、全員賛成で許可といたします。続きまして、申請番号⑤については、私の担当ですので説明をさせていただきます。説明資料の47・48ページをご覧ください。ここも前回の総会の後に皆さんと見に行った所です。まだ覚えていらっしゃると思いますが、改めて申しますと、元〇〇があった所付近で、〇〇学校の道向かいになり、道路や宅地に囲まれています。ここ一角が畑として残っていました。地震の後、仮設住宅が建っていた所です。それまでは、機械が入らないような道があった所で、それでも耕作されていた方が何軒かありました。立地としては、〇〇園も〇〇学校も近くにあり、〇〇インターチェンジに近く〇〇も出来たので、利便性があり引き合いがあるだろうということです。農地は残りませんので、問題はないと思います。ここは〇〇地区の件とは違い、道に沿って砂利を敷き自然浸透して排水するという事です。土地の一部は大字〇〇になります。現地をご覧になっておられることもありますので、ご質問・ご意見はございませんか。

9 番

〇〇という会社は、どのような会社ですか。

- 事務局 不動産の売買等を主に行っている会社です。今回の転用目的が特定建築条件付売買予定地、いわゆる建売分譲地の申請になりますので、定められた期間土地の販売をして、売れ残ったらこの会社で家を建てて売るということです。
- 2 番 前回現地で、担当者に「浸透枮が詰まることはないか」と尋ねたところ、「詰まります」との返答でした。その場合、どうするのでしょうか。
- 12 番 確かに、目詰まりはするでしょうね。側溝をコンクリートで埋めてしまわないで、砂利等を入れて浸透させる。ということは、浸透層があるから可能なことで、地質調査して浸透することが確認できなければ、浸透枮は使えません。
- 議 長 将来その浸透枮が詰まった時は、売主がどうにかするでしょう。
- 8 番 この場所の排水は、〇〇川と〇〇に分かれて流れるのですか。
- 議 長 〇〇道の側溝を経て、〇〇川へ排水されます。他に、ご意見・ご質問はございませんか。
- 3 番 申請番号①もそうでしたが、ここも△区画と多くの住宅が建つ予定ですが、農業委員会としては直接関係ありませんが、嘱託区との関係は検討されていますか。
- 事務局 町の開発指導審査会にも出席しましたが、原則既存の集落に入ってもらいます。新たに嘱託区を設けることにはなっていません。将来的に独立することも考えられますが、まずは既存の集落に入ってもらうことになります。
- 議 長 それでは、許可相当と思われる方の挙手をお願いいたします。はい、全員賛成で許可といたします。続きまして、申請番号⑥についても、私の担当ですので説明をします。場所の説明からです。説明資料の 57 ページをご覧ください。〇〇地区の中になります。〇道〇〇線沿いの〇〇から入った、集落の端になります。59 ページの写真をご覧ください。申請地の周りは農地が広がっていて、道路に囲まれています。申請人は〇〇町住まいで、2人暮らしのようです。これからの生活で利便性の高い所を探されていたということです。第 1 種農地ではありませんが、集落に接していますので問題ありません。また、一般基準の 1 から 10 において該当する箇所は、適当と判断します。戸数の少ない集落ですので、住人が増えるのは結構なことだと思います。以上のようなことから総合的に見て許可相当と判断いたします。ご意見・ご質問はございませんか。
- 全委員 ありません。

議 長 それでは、許可相当と思われる方の挙手をお願いいたします。  
はい、全員賛成で許可といたします。続きまして、議案第 44  
号を提案いたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 議案書の 9 ページをお願いします。  
議案第 44 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定  
に基づき別紙について、意見の決定を求める。

令和 3 年 11 月 10 日提出 御船町農業委員会長 富田 早苗。  
10 ページに、新規分の利用権設定等状況一覧表を掲載して  
おります。今月は 2 件です。田の 5,252 m<sup>2</sup>、計の 5,252 m<sup>2</sup>です。  
続いて、11 ページに再設定分の利用権設定等状況一覧表を  
掲載しております。今月は 4 件です。田の 10,384 m<sup>2</sup>、計の 10,384  
m<sup>2</sup>です。

議案書の 12 ページをお願いします。

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、農用地  
利用集積計画を定める。

令和 3 年 11 月 10 日提出 上益城郡御船町

13 ページをお願いします。令和 3 年第 11 回農用地利用集積計  
画総括表になります。左側に今月分、右側に本年の累計があり  
ます。合計値を読み上げます。今月分が、田の 15,636 m<sup>2</sup>内再  
設定が 10,384 m<sup>2</sup>、計の 15,636 m<sup>2</sup>内再設定が 10,384 m<sup>2</sup>です。  
本年累計です。田の 312,597 m<sup>2</sup>内再設定が 101,725 m<sup>2</sup>、畑の  
126,262 m<sup>2</sup>内再設定 39,773 m<sup>2</sup>。計の 438,859 m<sup>2</sup>内再設定が  
141,498 m<sup>2</sup>です。所有権移転が 9,308 m<sup>2</sup>です。以上です。

議 長 はい、ありがとうございます。それでは、只今の説明につい  
ご質問はございませんか。

3 番 農地を貸し借りする時、水田の場合の面積は畦畔を含んでのも  
のですか、それとも水張面積なのですか。

事務局 農業委員会の許認可に関しては全て、登記簿・台帳面積になり  
ます。利用権の場合は、法務局は関係ないですけれども、水張  
面積とか、4 条・5 条の時、実測面積とかで図面を引いたりし  
ますけれども、法務局の登記との関係もありますので、申請に  
対して許可書に記載されるものは、全て農業委員会は登記簿上  
の面積で数値を上げています。

議 長 他に、ご質問が無ければ、承認いただける方の挙手をお願い  
いたします。はい、ありがとうございます。続きまして報告事項  
ですが、第 26 号から通して事務局の説明をお願いします。

事務局 議案書の 14 ページをお願いします。

報告第 26 号 農地法第 18 条第 6 項の規定に基づき別紙のとおり合意解約をした旨の通知があったので、報告する。

令和 3 年 11 月 10 日提出 御船町農業委員会。

15 ページに詳細を掲載しております。今月は 1 件の合意解約書が提出されておりますので、ご確認をお願いします。

続きまして、議案書の 16 ページをお願いします。

報告第 27 号

農地法の運用について第 4 (3) の規定に基づき別紙のとおり非農地と判断したので、報告する。

令和 3 年 11 月 10 日提出 御船町農業委員会。

17 ページをお願いします。今月は、大字上野となっておりますが、田代東部で 1 件の非農地通知書を発行しております。これにつきましては 9 月に現地調査をしましたが、場所が特定できなかったところが 1 筆ありましたので、それを再度 10 月 25 日に野田農業委員と上田推進委員と現地確認をして、非農地と判断しております。続きまして、議案書の 18 ページをお願いします。

報告第 28 号 別紙のとおり「耕作証明書」を発行したので報告する。

令和 3 年 11 月 10 日提出 御船町農業委員会

19 ページに、1 件の耕作証明書を添付しております。ご確認をお願いいたします。以上です。

議長 はい、ありがとうございます。非農地の申請があった時は、随時確認しているのですか。

事務局 現在の非農地の取り扱いですが、申請があり次第、月に 1 回から 2 回程度を調整して、現地確認を行っております。以前は上・下期で申請をまとめて、ある程度出揃ったら実施するということでした。最近申請が少ないので、随時確認を行っている状況です。今回は 9 月の再確認でしたので、10 月の申請はなかったということです。

議長 以前のように、申請期間を区切って、まとめて確認を実施して、当該地区以外の委員も確認に参加したらいいのではないのでしょうか。というのは、地元の委員さんだけの確認では、判定するのに迷われることがあるのではないかとと思われるからです。

事務局 御船町農業委員会で非農地を始めて数年は、その方法で行ってまいりました。出尽くした訳ではありませんが、最近申請が

少なくなっております。広報紙等で再度周知をして、申請期限を年に2回区切って全体で見に行くことも、一つの選択としてあるのではないかと思います。余談になりますが、現在農振の見直しを行っております。その農振地域の中で、かなり荒廃農地があります。そこを農振からの除外もそうですが、非農地を出す必要があると考えております。その場合、申請を待たずに、農業委員会がB分類と判断した農地は、非農地を出すことができます。ということで、近々農業委員会の委員さんに、そのような作業をお願いしようかと考えていたところですが、

議長

非農地判断については、全国的な広がりでもあるし、御船町に限ったことではないので、躊躇せずにやった方がいいと思います。農振見直しと重なるので、いい機会ではないでしょうか。

それではこれで、本日の議案審議は終了いたします。皆さん、長時間にわたりお疲れ様でした。

上記の顛末を記載し相違なきことを証明するためにここに署名する。

8 番

⑩

9 番

⑩